

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国における近年の判例等を踏まえたコンピュータ  
ソフトウェア関連発明等の特許保護の現状に関する  
調査研究報告書

平成 29 年 11 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

## A. 総括

### 1 各国・地域の制度・運用の概要一覧表

項目		日本	米国	欧州
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<p>・「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のものをいう</p>	<p>・「発明」とは、発明又は発見をいう</p> <p>・新規かつ有用な方法、機械、製造物若しくは組成物又はそれについての新規かつ有用な改良を発明又は発見した者は、本法の定める条件及び要件に従って、それについての特許を取得することができる</p> <p>・判例上の例外として、「自然現象」、「自然法則」、「抽象的アイデア」がある</p>	<p>・発明の定義規定はない</p> <p>・『発明』という語は『技術的性質を有する主題』と解釈されるべきである(審決)</p> <p>・欧州特許は、産業上利用することができ、新規であり、かつ、進歩性を有するすべての技術分野におけるあらゆる発明に対して付与される</p> <p>・EPC52条2項には、発明とはみなされないものが列記されている。ただし、その対象又は行為それ自体に關係している範囲内においてのみ特許性が排除される(例:コンピュータプログラムそれ自体)</p>
発明が特許されるための要件		<p>・発明であること</p> <p>・産業上利用可能性</p> <p>・新規性</p> <p>・進歩性</p> <p>・拡大先願</p> <p>その他、記載要件等</p>	<p>・保護適格性</p> <p>・新規性</p> <p>・非自明性</p> <p>その他、記載要件等</p>	<p>・技術分野に属する発明であること</p> <p>・産業上利用可能性</p> <p>・新規性</p> <p>・進歩性</p> <p>黙示的な要件として、</p> <p>・技術的性質が必要</p> <p>その他、記載要件等</p>
CS関連発明等の定義		<p>「コンピュータソフトウェア関連発明」とは、その発明の実施にソフトウェアを必要とする発明である</p>	<p>特になし</p>	<p>「コンピュータ実施発明(CII)」という表現は、コンピュータ、コンピュータネットワーク若しくはその他のプログラム可能な装置を含む請求の範囲であって、クレーム発明において表面上1つ又は複数の特徴がプログラムによって実現されるものを対象とする</p>
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	<p>・自然法則を利用した技術的思想の創作でなければならない</p> <p>・ソフトウェアによる情報処理が、ハードウェア資源を用いて具体的に実現されている場合、「自然法則を利用した技術的思想の創作」である</p>	<p>クレーム発明は、4つの法定のカテゴリの1つを対象としなければならない。また、判例上の例外を含む主題を対象としてはならない</p> <p>判例上の例外に関する2 part分析</p> <p>①まずクレームが抽象的アイデアを対象としているかを判断し、</p> <p>②抽象的アイデアを対象としている場合、その抽象的アイデアを遙かに超える要素が追加されているかを判断する</p>	<p>・請求の範囲の主題は、クレームしている主題が技術的性質を有しているのか否かを判断する目的で、全体として考慮する</p> <p>・技術的性質は先行技術を参照せずに評価する</p> <p>・技術的手段を定義又は使用するクレーム主題は第52条(1)で意味する発明といえる。これは技術的手段が公知であっても適用される</p> <p>・プログラムは、プログラム(ソフトウェア)とそれを実行するコンピュータ(ハードウェア)との間の「通常の」物理的作用を超えた更なる技術的効果をもたらす可能性があれば特許性が排除されない</p>
	特記事項	なし	<p>(機能的記載)</p> <p>機能的表現をした場合の権利範囲は、明細書に記載されている構造や実施例又はその均等物に解釈される</p>	<p>(進歩性)</p> <p>・全ての発明と同様に、技術分野の課題を解決するものでなければならない</p> <p>・混成タイプの発明の進歩性を評価するときには、発明の技術的性質に貢献する特徴すべてを考慮する。発明の技術的性質に貢献しない特徴は、進歩性の存在を裏付けることができない</p>
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	○	×	○
	プログラム製品	○ <sup>a)</sup>	×	○
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	○	×	○
信号	×	×	○	

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

a)日本ではプログラム製品は、プログラム自体、プログラムが記録された記録媒体又はプログラムが読み込まれたコンピュータシステムを指す。

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		中国	韓国	英国
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> <li>・発明とは製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す</li> <li>・技術的課題を解決することによって、自然法則に基づく技術的効果を獲得するために、技術的手段を用いていない方案は、専利法2条2項に規定された客体に該当しない</li> <li>・専利法25条には、専利権を付与しないものが列記されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「発明」とは、自然法則を利用した技術的思想の創作として高度のものをいう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発明の定義規定はない</li> <li>・特許は、次の諸条件を満たす発明にのみ付与することができる。 (a) 発明が新規なものであること (b) それが進歩性を具えていること (c) それが産業上利用することができるものであること</li> <li>・欧州と同様に、特許法1条2項には、発明と認めないものが列記されている。ただし、その事柄に係る限度においてのみ、発明として扱うことを禁じるものと解さなければならない</li> </ul>
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・専利権を付与しない客体に該当しないこと</li> <li>・新規性</li> <li>・創造性</li> <li>・実用性</li> </ul> その他、記載要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発明であること</li> <li>・産業上利用可能性</li> <li>・新規性</li> <li>・進歩性</li> <li>・拡大先願</li> </ul> その他、記載要件等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規性</li> <li>・進歩性</li> <li>・産業上利用可能性</li> <li>・熟示的な要件として、</li> <li>・技術的な寄与が必要</li> </ul> その他、記載要件等
CS関連発明等の定義		発明で提示する課題を解決するため、コンピュータプログラムの処理フローが全部又は一部の基礎となっており、コンピュータが前記フローに沿って作成されるプログラムを実行することにより、コンピュータの外部又は内部の対象を制御、又は処理する解決案をいう	「コンピュータ関連発明」とは、「発明がその実施のためソフトウェア又はハードウェアによって実現された論理段階を必要とする発明」をいう  「営業方法発明」とは、「営業方法など事業アイデアをコンピュータ、インターネットなどの情報通信技術を利用して実現した新しいビジネスシステム又は方法をいう」	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的活動の法則と方法の内容を含むとともに、技術的特徴も含むものであれば、専利法25条に基づいた上で、その専利権を取得する可能性を排除してはならない</li> <li>・いわゆる、技術三要素（技術的課題、技術的手段、技術的効果）の要件を満たすものは、専利法2条2項という技術方案に該当し、専利保護の客体に該当する</li> </ul>	コンピュータプログラムによる情報処理がハードウェアを利用して具体的に実現されている場合には、自然法則を利用した技術的思想の創作であり発明に該当する	Aerotel/Macrossan テスト ①クレームを適切に解釈する ②実際に寄与するものを特定する ③それが特許性を排除される主題に該当するか否かを問う ④実際の又は主張される寄与が、実際に性質上技術的であるかチェックする  ・技術的な寄与に係るのか否かに有益な5つの道標が示されている  ・先行技術と比較した発明の寄与が判断され、先行技術によって結果が異なるものになる可能性がある
	特記事項	（機能的記載） 請求項において機能的、作用的記載を行った場合、中国では米国と同様に権利範囲は実施例及びその均等物に限定解釈される	なし	（EPOとの関係） 英国の保護適格性の判断においては、EPOのテストに切り替えることはなく、Aerotel/Macrossan テストを採用する立場をとった  （進歩性） 第1条(2)によって特許性が排除される対象は、発明を特許可能とするために必要な新規性及び進歩性に寄与しない
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	×	×	○
	プログラム製品	×	×	○
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	×	×	○
信号	×	×	○	

○: 認められる可能性がある、×: 認められない、-: 不明

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目	ドイツ	インド	ロシア	
発明の定義及び/又は特許可能な発明の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発明の定義規定はない</li> <li>・明確な原因と結果を持つ成果を達成するために制御可能な自然力を使用する体系的な教示について特許保護が可能である(判例)</li> <li>・特許は、如何なる技術分野の発明に対しても、それが新規であり、進歩性を有し、また、産業上利用可能である場合は、付与されるものとする</li> <li>・欧州と同様に、特許法1条4項には、発明とみなされないものが列記されている。ただし、その対象又は活動それ自体について保護が求められる場合に限り、特許性を阻害する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「発明」とは、進歩性を含み、かつ、産業上利用可能な新規の製品又は方法をいう</li> <li>・特許法3条には、発明としないものが列記されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製品(装置、物質、微生物の菌株、植物若しくは動物の細胞培養を含む)又は方法(有形手段を用いて有形物に影響を与える方法)に関連するあらゆる主題分野における技術的解決は、製品又は方法が特定の目的で使用される場合を含め、発明として保護を受けることができる。発明は、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上利用可能な場合は、法的保護が付与される</li> <li>・連邦民法第4法典1350条には、発明とみなされないものが列記されている</li> </ul>	
発明が特許されるための要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規性</li> <li>・進歩性</li> <li>・産業上利用可能性</li> <li>黙示的な要件として、</li> <li>・技術的な教示が必要</li> <li>その他、記載要件等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発明であること</li> <li>・進歩性</li> <li>・産業上の利用可能性</li> <li>・新規性</li> <li>・記載要件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規性</li> <li>・進歩性</li> <li>・産業上利用可能性</li> <li>・発明とみなされないものでないこと</li> <li>・記載要件</li> </ul>	
CS関連発明等の定義	特になし	コンピュータ関連発明(CRI)はコンピュータ、コンピュータネットワーク又はその他のプログラム化できる機器の使用を伴う発明を備え、また、当該発明で、1つ又は複数のコンピュータプログラムによって全体的又は部分的に実現される特徴を1つ又は複数持つものを含む	コンピュータプログラムとは、客観的形式で提示された、一定の結果を得る目的でコンピュータ及び他のコンピューティングデバイスを操作するためのデータ及びコマンドの総称であり、コンピュータプログラムの作成過程で得られた準備資料、及びそのプログラムによって生み出された視覚表示も含まれる	
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか	○	○	○	
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	①クレームされる発明の少なくとも一部の要素がなんらかの技術分野に該当するかを判断する ②クレームが全体として具体的かつ客観的な技術的課題を解決する技術的手段で構成されるか否かを判断する	コンピュータプログラム「それ自体」は発明とみなされないが、コンピュータプログラムには一定の他の事物、その副次的なもの又はそれを基に展開されたものが含まれることがあり、これらが発明である場合、特許の対象となり得る	コンピュータプログラム「自体」は発明とみなされないが、有形手段を用いて有形物に対して行動を実行する工程に記載され、技術的結果が達成されるアルゴリズムは、特許の対象となり得る
	特記事項	(進歩性) 進歩性の審査では、技術的手段による技術的課題の解決方法を決定する又は少なくともこれに影響を及ぼす特徴のみが考慮される	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	○/× <sup>b)</sup>	×	×
	プログラム製品	○	○	×
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	○/× <sup>b)</sup>	×	×
	信号	○/× <sup>b)</sup>	×	×

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明  
b)海外質問票調査で見解が分かれた。

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		カナダ	ブラジル	オーストラリア
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		・「発明」とは、新規かつ有用な技術、方法、機械、製造物若しくは合成物、又は技術、方法、機械、製造物若しくは合成物の新規かつ有用な改良をいう	・発明について、積極的な定義規定はない ・新規性、進歩性及び産業上の利用可能性から成る要件を満たす発明は、特許を受けることができる ・産業財産法10条には、発明とみなされないものが列記されている	・「発明」とは、特許証、及び独占法第6条の範囲内における特権の付与の対象に係わる何らかの新規製造の態様を意味し、発明であると主張されているものを含む
発明が特許されるための要件		・法定主題であること ・新規性 ・非自明 ・記載要件	・新規性 ・進歩性 ・産業上利用可能性 ・発明とみなされないものでないこと ・記載要件	・新規性 ・進歩性 ・有用性 ・記載要件 なお、特許可能な主題であることが必要
CS関連発明等の定義		特になし	「コンピュータプログラム」とは、「特定の方法かつ特定の目的のために動作させる、デジタル又はアナログ技術に基づくデータ、デバイス、周辺機器及び装置を取り扱う自動機器に必ず供される性質を有する物理的媒体(メディア)に内蔵された、自然言語又はコード化された言語による組織化された指示の表現」	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラムそれ自体は法定主題ではないが、コンピュータプログラムが法定の方法 (statutory method) (技術的問題に技術的解決策を提供する一連のステップ) を表現する場合、そのプログラムは本質的に技術的であるとみなされ、特許の対象となり得る	コンピュータプログラム「それ自体」は発明としてみなされないが、「技術的效果」を提供するCS関連発明は特許の対象となり得る	コンピュータソフト若しくは関連製品として実施されるソフト若しくは方法に関する特定の除外規定はないが、発明の実体としてクレームされているものが製造の態様 (manner of manufacture) を満たしている場合、特にそれが単なる構想、抽象的概念又は単なる情報でない場合に限り、特許性が認められる
	特記事項	なし	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置 / システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	×	×	○
	プログラム製品	×	×	○
	プログラムを記録した媒体	○	○	○
	データ構造	×	×	○
	信号	×	×	○

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		ニュージーランド	シンガポール	インドネシア
発明の定義及び/又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> <li>・発明について、積極的な定義規定はない</li> <li>・クレーム中でクレームされている発明が次に掲げる要件すべてを満たす場合は、当該発明は特許性を有する発明である               <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 独占法(英国専売条例)第6条にいう製造方法であること</li> <li>(b) 先行技術ベースと比較したときに、次に掲げる要件の何れをも満たすこと                   <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 新規であること</li> <li>(ii) 進歩性を伴うこと</li> </ul> </li> <li>(c) 有用であること</li> <li>(d) 第15条又は第16条にいう特許性を有する発明から除外されていないこと</li> </ul> </li> <li>・特許法11条には、コンピュータプログラムそれ自体は発明から除外すると規定されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発明について、積極的な定義規定はない</li> <li>・(1)(2)に従うことを条件として、特許性のある発明とは、次の条件を満たすものである               <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 発明が新規であること</li> <li>(b) 発明に進歩性があること</li> <li>(c) 発明が産業上利用できること</li> </ul> </li> <li>(2) 公表又は利用により不快な、不道徳な又は反社会的な行動を助長することが一般的に予見される発明は、特許性のある発明ではない</li> <li>(3)(2)の適用上、行動は、それがシンガポールにおいて有効な法により禁止されるという理由のみによっては、不快な、不道徳な又は反社会的なもののみならずはならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「発明」とは、技術分野における特定の問題の解決のために注がれた発明者の思想であって、物若しくは方法又は物若しくは方法の改良及び改善の形を取る</li> <li>・特許法4条には、発明に含まれないものが列記されている</li> </ul>
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規性</li> <li>・進歩性</li> <li>・有用性</li> <li>・発明から除外されるものでないこと</li> <li>・記載要件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発明であること</li> <li>・新規性</li> <li>・進歩性</li> <li>・産業上利用可能性</li> <li>・記載要件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規性</li> <li>・進歩性</li> <li>・産業上利用可能性</li> <li>・発明に含まれないものでないこと</li> <li>・記載要件</li> </ul>
CS関連発明等の定義		特になし	特になし	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラム「それ自体」は発明から除外されているが、実際の寄与が特許性を排除される主題に該当しない場合は、特許の対象となり得る	実際の寄与がコンピュータ(若しくは、他の技術的特徴)である発明であり、そのコンピュータ(若しくは、他の技術的特徴)がその発明に不可欠であれば、特許の対象となり得る	「コンピュータプログラムのみを内容とする規則及び方法」は特許されないが、性質上問題処理のための有形無形の技術的且つ機能的効果を有するコンピュータプログラムであれば、特許の対象となり得る
	特記事項	保護適格性の判断において、英国のAerotelテストを導入しているが、第4ステップは採用していない	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	-	○
	方法	○	-	○
	プログラム	○	-	○
	プログラム製品	○	-	○
	プログラムを記録した媒体	○	-	○
	データ構造	○	-	-
	信号	○	-	-

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		フィリピン	ベトナム	タイ
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> <li>・発明について、積極的な定義規定はない</li> <li>・人間の活動のすべての分野における課題についての、新規であり、進歩性を有し、かつ、産業上の利用可能性を有する如何なる技術的解決も特許を受けることができる。それは、物、方法若しくはその何れかの改良であってもよいし、又はそれらに関連するものであってもよい</li> <li>・知的財産法22条には、特許による保護から除外される発明が列記されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発明とは、自然法則を利用して特定の課題を解決するための、製品又は方法の形態による技術的解決である</li> <li>・知的財産法59条には、発明として保護されない主題が列記されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「発明」とは、新しい製品若しくは製法を生み出す技術革新若しくは発明、又は既知の製品若しくは製法の改良をいう</li> <li>・特許法9条には、保護を受けることができない発明が列記されている</li> </ul>
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・発明があること</li> <li>・新規性</li> <li>・進歩性</li> <li>・産業上利用可能性</li> <li>・記載要件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規性</li> <li>・進歩性</li> <li>・産業上利用可能性</li> <li>・発明として保護されない主題でないこと</li> <li>・記載要件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規性</li> <li>・進歩性</li> <li>・産業上利用可能性</li> <li>・保護を受けることができない発明でないこと</li> <li>・記載要件</li> </ul>
CS関連発明等の定義		『コンピュータ』とは、情報処理能力を有する電子的装置又は類似の装置をいい、また、『コンピュータプログラム』とは、語、コード、スキームその他の形式で表現された一連の命令であって、コンピュータが読み取ることができる媒体に組み込まれたときにコンピュータに特定の作業を遂行させ又は特定の目的を達成させることができるものをいう	コンピュータのプログラムに関する発明とは、『コンピュータ実施発明』のことである。この用語は、コンピュータに関する対象、コンピュータネットワーク、一見して保護要求対象の一つか複数の特徴がプログラム(複数)によってなされるようなプログラム可能なデバイスのことを指す	特になし
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラムそれ自体に特許性はないが、クレームされた主題が既知の技術に対して技術的貢献をする場合は、特許の対象となり得る	「コンピュータプログラム」は特許保護の主題とされていないが、保護要求対象が技術的な特性を有し、かつ実質的な技術ソリューションとして、技術的な手段で技術的な問題の解決を目指し、技術的な効果をもたらすためのものであれば、特許対象となり得る	コンピュータプログラム自体は、特許として認められないが、機器と何らかの技術的方法とを合わせて、コンピュータプログラムによって制御される製品ののための機械や方法などは、特許の対象となり得る
	特記事項	なし	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○	○
	方法	○	○	○
	プログラム	○/× <sup>c)</sup>	×	×
	プログラム製品	○/× <sup>c)</sup>	×	×
	プログラムを記録した媒体	○	○	×
	データ構造	○	×	×
	信号	○	×	×

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明

c)海外質問票調査で見解が分かれた。

第2部 各国におけるコンピュータソフトウェア関連発明等の特許保護の現状 A. 総括

項目		マレーシア	台湾
発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義		<ul style="list-style-type: none"> <li>・発明とは、発明者の思想であって、当該技術の分野における一定の課題についての解決を実際に可能にするものをいう</li> <li>・特許法13条には、特許を受けることができない発明が列記されている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発明とは、自然法則を利用した技術的思想の創作を指す</li> </ul>
発明が特許されるための要件		<ul style="list-style-type: none"> <li>・発明があること</li> <li>・新規性</li> <li>・進歩性</li> <li>・産業上利用可能性</li> <li>・記載要件</li> </ul> 默示的な要件として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題解決が実際に可能であること</li> <li>・技術的性質及び技術的特徴を有すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発明であること</li> <li>・産業上利用可能性</li> <li>・新規性</li> <li>・進歩性</li> <li>・記載要件</li> </ul>
CS関連発明等の定義		特になし	「コンピュータソフトウェア関連発明」とは、特許出願した発明において、コンピュータソフトウェアが不可欠なものをいう
CS関連発明等が特許可能な発明として認められるか		○	○
CS関連発明等の審査基準	保護適格性	コンピュータプログラムそれ自体は、特許として認められないが、クレームされた主題が先行技術に技術的貢献をする場合は、特許の対象となり得る。	発明が全体として技術性を有する場合、特許の対象となり得る
	特記事項	なし	なし
保護対象となるCS関連発明等のクレーム形式	装置/システム	○	○
	方法	○	○
	プログラム	○	○
	プログラム製品	○	○
	プログラムを記録した媒体	○	○
	データ構造	○	×
	信号	○	×

○:認められる可能性がある、×:認められない、-:不明



## H. インド

### 1 法律、審査基準

#### 1. 1 発明の定義及び／又は特許可能な発明の定義

インド特許法<sup>400</sup>（以下特許法）第2条(1)項(j)において、発明は、以下のように定義されている。

#### 特許法第2条 定義及び解釈 ((1)項より抜粋)

(j) 「発明」とは、進歩性を含み、かつ、産業上利用可能な新規の製品又は方法をいう。

また、特許法第3条には、発明とはしないものが規定されており、その一つとして、「コンピュータプログラムそれ自体」が挙げられている。また、特許法第4条には、特許されない発明が規定されている。

#### 特許法第3条 発明でないもの

次のものは、本法の趣旨に該当する発明とはしない。

- (a) 取るに足らない発明又は確立された自然法則に明らかに反する事項をクレームする発明
- (b) その主たる用途若しくはその意図された用途又は商業的实施が、公序良俗に反し又は人、動物、植物の生命若しくは健康又は環境に深刻な害悪を引き起こす発明
- (c) 科学的原理の単なる発見又は抽象的理論の形成又は現存する生物若しくは非生物物質の発見  
(中略)
- (k) 数学的若しくは営業の方法又はコンピュータプログラムそれ自体 (per se) 若しくはアルゴリズム
- (l) 文学、演劇、音楽若しくは芸術作品、又は他の何らかの審美的創作物。これには、映画作品及びテレビ制作品を含む。
- (m) 精神的行為をなすための単なる計画若しくは規則若しくは方法、又はゲームをするための方法
- (n) 情報の提示
- (o) 集積回路の回路配置
- (p) 事実上、古来の知識である発明、又は古来知られた1若しくは2以上の部品の既知の特性の集合若しくは複製である発明

<sup>400</sup> 「特許法（英語）」（1970年法2017年6月23日改訂版）インド特許庁ウェブサイト、[http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPOAct/1\\_113\\_1\\_The\\_Patents\\_Act\\_1970\\_-\\_Updated\\_till\\_23\\_June\\_2017.pdf](http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPOAct/1_113_1_The_Patents_Act_1970_-_Updated_till_23_June_2017.pdf)  
「特許法（日本語）」（2015年3月11日版）日本国特許庁ウェブサイト、[https://www.jpo.go.jp/shiryous/s\\_sonota/fips/pdf/india/tokkyo.pdf](https://www.jpo.go.jp/shiryous/s_sonota/fips/pdf/india/tokkyo.pdf) なお本章における日本語訳は本文献を引用した。

#### 特許法第4条 原子力に関する発明は特許されない

1962年原子力法(1962年法律第33号)第20条(1)に該当する原子力に関する発明については、特許を一切付与しない。

「審査マニュアル<sup>401</sup>08.03.05 特許されない発明」に特許されない発明に関する詳しい説明が記載されている。

#### 1. 2 発明が特許されるための要件

発明が特許されるための要件は主に以下のようなものがある。

- ・発明であること (特許法第2条(1)(j)、3条)
- ・進歩性 (特許法第2条(1)(j),(ja))
- ・産業上の利用可能性 (特許法第2条(1)(j),(ac))
- ・新規性 (特許法第2条(1)(j),(l)、13条)
- ・記載要件 (特許法第10条)

#### 特許法第2条 定義及び解釈 ((1)項より抜粋)

(ac) 発明に関して「産業上利用可能な」とは、発明が産業において製造又は使用することができることをいう。

(j) 「発明」とは、進歩性を含み、かつ、産業上利用可能な新規の製品又は方法をいう。

(ja) 「進歩性」とは、現存の知識と比較して技術的進歩を含み若しくは経済的意義を有するか又は両者を有する発明の特徴であって、当該発明を当該技術の熟練者にとって自明でないものをいう。

(l) 「新規発明」とは、完全明細書による特許出願日前にインド又は世界の何れかの国において何らかの書類における公開により予測されなかったか又は実施されなかった何らかの発明又は技術、すなわち、主題が公用でなかったか又は技術水準の一部を構成していない発明又は技術をいう。

#### 特許法第13条 先の公開又は先のクレームによる先発明についての調査

(1) 第12条に基づいて特許出願が付託された審査官は、完全明細書の何れかのクレーム中にクレームされた限りにおける当該発明が、次の事項に該当するか否かを確認するため調査しなければならない。

<sup>401</sup> 「特許審査マニュアル (英語)」(2011年3月22日版) 日本貿易振興機構ウェブサイト、[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/in/ip/pdf/201103\\_tokkyo\\_02.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/201103_tokkyo_02.pdf)

「特許審査マニュアル (日本語)」(2011年3月22日版) 日本貿易振興機構ウェブサイト、[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/in/ip/pdf/201103\\_tokkyo\\_01.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/201103_tokkyo_01.pdf) なお本章における日本語訳は本文献を引用した。

- (a) 当該発明が、インドにおいて行われた特許出願であって1912年1月1日以後の日付を有するものについて提出された何れかの明細書において、当該出願人の完全明細書の提出日前に公開されたことによって予測されたか否か
- (b) 当該発明が、当該出願人の完全明細書の提出日以後に公開された他の完全明細書であってインドにおいて行われ、かつ、前記の日付か又は前記の日付より先の優先日を主張する特許出願について提出されたものの何れかのクレーム中にクレームされているか否か  
(略)

#### 特許法第10条 明細書の内容

- (1) 仮明細書か又は完全明細書かを問わず、各明細書には発明を記載し、発明に係る主題を十分に表示する名称を頭書しなければならない。
- (2) 本法に基づいて本件について制定されることがある規則に従うことを条件として、仮明細書であるか又は完全明細書であるかを問わず、当該明細書の理解のために図面を提出することができ、また長官の要求があるときは、これを提出しなければならない。また、そのように提出された如何なる図面も、長官の別段の指示がない限り、明細書の一部を構成するものとみなし、かつ、この趣旨にしたがって本法における明細書への言及を解釈しなければならない。
- (3) 何れかの特定の事件において、発明を説明するもの若しくは発明を構成すると主張されるもののひな形又は見本によって更に出願を補充すべきであると長官が認めるときは、長官の求めるひな形又は見本を出願が特許付与のために整備されていると判断される前に提出しなければならない。ただし、当該ひな形又は見本は明細書の一部を構成するものとはみなさない。
- (4) 各完全明細書については、
- (a) 発明そのもの、その作用又は用途及びその実施の方法を十分かつ詳細に記載し、
  - (b) 出願人に知られ、かつ、その出願人がその保護を請求する権利を有する発明を実施する最善の方法を開示し、また
  - (c) 保護を請求する発明の範囲を明確にする1又は2以上のクレームをもって完結し、また
  - (d) 発明に関する技術情報を提供する要約を添付しなければならない。
- ただし、
- (i) 長官は、より良い情報を第三者に提供するため要約を補正することができ、かつ
  - (ii) 出願人が(a)及び(b)を満足する方法で記述できない生物学的材料を明細書に記載しており、かつ、当該材料が公衆にとり入手不能の場合は、当該出願は、ブダペスト条約に基づく国際寄託当局に当該材料を寄託することにより、かつ、次の条件を満たすことにより、完備されたものとする。すなわち、
    - (A) 当該材料の寄託をインドにおける特許出願日以前に行い、かつ、それについての言及を所定の期間内に明細書において行うこと

(B) 当該材料を正確に特定し又は表示するのに必要とされる全ての利用可能な特性が明細書に含まれ、それには寄託機関の名称及び住所並びに当該機関への当該材料寄託の日付及び番号を含むこと

(C) 当該材料の分譲を受けることが、インドにおける特許の出願日後又は優先権主張の場合は優先日後に限り、寄託機関において可能であること

(D) 発明に使用されているときは、明細書において生物学的材料の出所及び地理的原産地を開示していること

(4A) インドを指定する国際出願の場合は、願書と共に提出された名称、説明、図面、要約及びクレームは、本法の適用上完全明細書と解するものとする。

(5) 完全明細書の1又は2以上のクレームは、単一の発明又は単一の発明概念を構成するように連結した一群の発明に係るものとし、明確かつ簡潔であり、また、明細書に開示された事項を適正に基礎としなければならない。

(6) 当該発明の発明者であることに関する宣言書については、所定の場合は、完全明細書の提出と共に又は当該明細書の提出後の所定の期間内に、所定の様式により、これを提出しなければならない。

(7) 本条の前記規定に従うことを条件として、仮明細書の後で提出される完全明細書については、仮明細書中に記載された発明の改良又は追加についてのクレームであって、出願人が第6条の規定に基づき別個の特許出願をする権利を有する筈の改良又は追加についてのクレームも包含することができる。

### 1. 3 CS 関連発明等の定義

#### 1. 3. 1 CS 関連発明の定義

「コンピュータ関連発明 (Computer Related Invention : CRI)」は、CRI 審査ガイドライン<sup>402</sup>1.1 に以下のとおり定義されている。

「CRI はコンピュータ、コンピュータネットワーク又はその他のプログラム化できる機器の使用を伴う発明を備え、また、当該発明で、1つ又は複数のコンピュータプログラムによって全体的又は部分的に実現される特徴を1つ又は複数持つものを含む」(CRI 審査ガイドライン 1.1)。

「コンピュータプログラム」は、「CRI 審査ガイドライン/3.4 コンピュータプログラム」に以下のように定義されている。

<sup>402</sup> 「コンピュータ関連発明 (CRI) 審査ガイドライン (英語) (2017年7月版) インド特許庁ウェブサイト、[http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/Images/pdf/Revised\\_Guidelines\\_for\\_Examination\\_of\\_Computer-related\\_Inventions\\_CRI\\_.pdf](http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/Images/pdf/Revised_Guidelines_for_Examination_of_Computer-related_Inventions_CRI_.pdf)

「コンピュータ関連発明 (CRI) 審査ガイドライン (日本語) (2017年7月版) 日本貿易振興機構ウェブサイト、[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/in/ip/pdf/guidelines\\_cri\\_20170630jp.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/guidelines_cri_20170630jp.pdf) なお本章における日本語訳は本文献を引用した。

「コンピュータプログラムという用語は、1957年著作権法第2条第ffc項において、「コンピュータプログラムとは、語句、コード、スキーム又は機械で読み取り可能な媒体を含むその他の形式により表現された一組の命令であって、コンピュータに特定の作業を実行させ又は特定の結果を達成させることができるものをいう。」と定義されている。」(CRI 審査ガイドライン/3.4 コンピュータプログラム)。

「ソフトウェア」は、「CRI 審査ガイドライン/3.13 ソフトウェア」に以下のように記載されている。

「ソフトウェア」という用語は、インドの制定法では定義されていないため、解釈には一般的に辞書で与えられている意味が用いられる。

オックスフォード現代英英辞典は、「ソフトウェア」を「コンピュータを操作するために使用されるプログラム等」とであると定義している。」(CRI 審査ガイドライン/3.13 ソフトウェア)

### 1. 3. 2 BM 関連発明の定義

ビジネス方法 (business method) が「CRI 審査ガイドライン/4.5.2 「ビジネスの方法」を対象とするクレーム」に以下のとおり定義されている。

「「ビジネスの方法」という用語は、商業的又は産業的企業における商品又はサービスの取引に関連するありとあらゆる活動を含む。直接「ビジネスの方法」として作成されていないが、不特定的手段 (means) が示されていることが明らかなクレームは、特許を受けることができないと判断される。ただし、クレームの対象がその発明を部分的であれ実行するための器具及び／又は技術的方法を指定している場合には、クレームは全体として審査されなければならない。クレームが実質「ビジネスの方法」である場合は、特許対象外とみなされる。(以下略)」(CRI 審査ガイドライン/4.5.2 「ビジネスの方法」を対象とするクレーム)。

## 1. 4 CS 関連発明等の特許可能な発明として認められるか

### 1. 4. 1 CS 関連発明

「1. 5 CS 関連発明等の特許性の審査基準」に記載のとおり、CS 関連発明は、特許の対象となり得る。

すなわち、コンピュータプログラム「それ自体」は発明とみなされないが、コンピュータプログラムには一定の他の事物、その副次的なもの又はそれを基に展開されたものが含まれることがあり、これらが発明である場合、特許の対象となり得る。

### 1. 4. 2 BM 関連発明

「1. 5 CS 関連発明等の特許性の審査基準」に記載のとおり、BM 関連発明は、特許の対象となり得る。

すなわち、ビジネス方法には特許は認められないが、クレームの対象がその発明を部分的であれ実行するための器具及び／又は技術的方法を指定している場合には、クレームは全体として審査されなければならないとされており、特許の対象となり得る。

## 1. 5 CS 関連発明等の特許性の審査基準

### 1. 5. 1 保護適格性の審査基準

#### (1) CS 関連発明に関する審査基準

特許法第3条(k)に規定があり、コンピュータプログラム「それ自体」は発明とみなされない。

また、CRI 審査ガイドライン 2.2 に、コンピュータ関連発明における特許性除外の対象が明示されている。

「2002年特許(改正)法は、コンピュータ関連発明について、第3条の以下の項に、特許性除外の対象となるものも明示している。

(k) 数学的若しくはビジネスの方法、又はコンピュータプログラムそれ自体若しくはアルゴリズム

(l) 文学、演劇、音楽若しくは芸術作品、又は他の何らかの審美的創作物(映画作品及びテレビ作品を含む)

(m) 精神的活動を行うための単なる計画若しくは規則若しくは方法、又はゲームをする方法

(n) 情報の提示

(o) 集積回路の配置図」(CRI 審査ガイドライン 2.2)

ただし、以下に示すとおり、「CRI 審査ガイドライン/4.5.4 「コンピュータプログラムそれ自体」を対象とするクレーム」において、コンピュータプログラムには一定の他の事物、その副次的なもの又はそれを基に展開されたものが含まれることがあるから、これらが発明である場合、特許の付与を拒絶しないと記されている。

「以下のようなコンピュータプログラムそれ自体を対象とするクレームは、特許性から除外される。

(i) コンピュータプログラム／一組の命令／ルーチン及び／又はサブルーチンを対象とするクレーム

(ii) 「コンピュータプログラム製品」／「命令を含む記憶媒体」／「データベース」「命令の組み込まれたコンピュータメモリ」、つまり、コンピュータで読み取り可能な媒体に保存されたコンピュータプログラムそれ自体を対象とするクレーム

コンピュータプログラムにそれ自体(per se)という接尾辞をつけることの立法趣旨は、2002年特許(改正)法の導入に際して、両院合同委員会(Joint Parliamentary Committee)が表明した次の見解により明らかにされている。

「新しく提案された第k項では、『それ自体』という語句が挿入されている。この変更が提案されたのは、コンピュータプログラムには一定の他の事物、その副次的なもの又はそれを基に展開されたものが含まれることがあるからである。これらが発明である場合、特許の付与を拒絶しないことがここでの意図である。ただし、コンピュータプログラムそれ自体には、特許を付与することは意図されていない。この改正は、この目的を明確にするために提案されたものである。」<sup>403</sup> (CRI 審査ガイドライン/4.5.4「コンピュータプログラムそれ自体」を対象とするクレーム)

「CRI 審査ガイドライン/4.5 コンピュータ関連発明に関連して除外される対象の判断」において、以下のとおり、コンピュータ関連発明に関連して除外される対象の判断基準が記載されている。

「製品であろうと製法であろうと、特許はあらゆる技術分野の発明に付与されるため、保護を求めようとするコンピュータ関連発明の性質から、当該の発明が周知の知識と比較して技術的進歩を含むものであるか、経済的重要性を有するものであるか、又はその両方かを確認し、さらに特許法第3条に基づく除外の対象となっていないかを確認することが重要である。

第3条(k)は、特許を受けることのできるものから、数学的方法若しくはビジネスの方法、又はコンピュータプログラムそれ自体若しくはアルゴリズムを除外している。コンピュータプログラムは、しばしば、フローチャートやプロセスステップの機能を示したいくつかの「手段 (means)」を伴う方法クレーム又はシステムクレームとして、アルゴリズムの形式で特許請求が行われている。特許性を判断する際、クレームされた特定の形式ではなく、発明の基本的な内容が重視されなければならないことが十分に確立されている。

重要なのは、クレームの内容を、クレーム全体を総合して判断することである。方法／プロセス、装置／システム／デバイス、コンピュータプログラム製品／コンピュータが読み込み可能な媒体などの形式でのクレームが、前述の除外カテゴリに該当する場合、これは特許されない。ただし、実質的に、クレーム全体として除外カテゴリに該当しない場合、特許は拒絶されるべきではない。

したがって、審査官は、第2条第(1)項第(j)、(ja)及び(ac)号で示されるような発明の価値を判断するとともに、法第3条に基づき特許可能な発明であるか否かも判断すべきである。」 (CRI 審査ガイドライン/4.5 コンピュータ関連発明に関連して除外される対象の判断)

## (2) BM 関連発明に関する審査基準

以下のとおり、特許法第3条(k)には、「数学的若しくは営業の方法又はコンピュータプログラムそれ自体若しくはアルゴリズム」は発明とみなされないとされており、ビジネス方法には特許は認められない。

<sup>403</sup> 「CRI 審査ガイドラインの参照先は「2001年12月19日付JPCレポート」との注釈が記載されている。

**特許法第3条 発明でないもの**

次のものは、本法の趣旨に該当する発明とはしない。

- (a) 取るに足らない発明又は確立された自然法則に明らかに反する事項をクレームする発明
- (b) その主たる用途若しくはその意図された用途又は商業的实施が、公序良俗に反し又は人、動物、植物の生命若しくは健康又は環境に深刻な害悪を引き起こす発明
- (c) 科学的原理の単なる発見又は抽象的理論の形成又は現存する生物若しくは非生物物質の発見  
(中略)
- (k) 数学的若しくは営業の方法又はコンピュータプログラムそれ自体若しくはアルゴリズム
- (l) 文学、演劇、音楽若しくは芸術作品、又は他の何らかの審美的創作物。これには、映画作品及びテレビ制作品を含む。
- (m) 精神的行為をなすための単なる計画若しくは規則若しくは方法、又はゲームをするための方法
- (n) 情報の提示
- (o) 集積回路の回路配置
- (p) 事実上、古来の知識である発明、又は古来知られた1若しくは2以上の部品の既知の特性の集合若しくは複製である発明

「CRI 審査ガイドライン/4.5.2 「ビジネスの方法」を対象とするクレーム」には、以下のような記載があり、ビジネス方法には特許は認められないが、クレームの対象がその発明を部分的であれ実行するための器具及び／又は技術的方法を指定している場合には、クレームは全体として審査されなければならないとされており、特許の対象となり得る。

「「ビジネスの方法」という用語は、商業的又は産業的企業における商品又はサービスの取引に関連するありとあらゆる活動を含む。直接「ビジネスの方法」として作成されていないが、不特定的手段 (means) が示されていることが明らかなクレームは、特許を受けることができないと判断される。ただし、クレームの対象がその発明を部分的であれ実行するための器具及び／又は技術的方法を指定している場合には、クレームは全体として審査されなければならない。クレームが実質「ビジネスの方法」である場合は、特許対象外とみなされる。

もともと、クレームにおいて「企業 (enterprise)」「ビジネス (business)」「ビジネスルール (business rules)」「サプライチェーン (supply-chain)」「注文 (order)」「売上高 (sales)」「取引 (transactions)」「商業 (commerce)」「支払い (payment)」等の語句が存在しているというだけで、コンピュータ関連発明を単なる「ビジネスの方法」と結論付けることはできないが、対象が本質的にビジネス／貿易／金融活動／取引及び／又はウェブを通じての商品購入／販売の方法 (例えば、ウェブサービス機能性の提供) を実行することに関するものである場合は、それをビジネスの方法として扱うべきであり、特許は受



けられないものとする。」(CRI 審査ガイドライン/4.5.2 「ビジネスの方法」を対象とするクレーム)。

### 1. 5. 2 進歩性の審査基準

進歩性の審査基準について、「CRI 審査ガイドライン/4.2 進歩性」に、以下のような記載があり、コンピュータ関連発明の進歩性判断は、他のカテゴリの発明と同様の方法で行われる。

「進歩性は、1970年インド特許法第2条第1項第ja号の規定にしたがって判断される。コンピュータ関連発明に関する進歩性判断は、他のカテゴリの発明と同様の方法で行われる。

第2条第1項第ja号によれば、「『進歩性』とは、発明の特徴が、周知の知識、経済的重要性又は両者と比較して技術的進歩を含んでおり、その特徴によって、その発明が当業者にとって自明でないものになることをいう。」(CRI 審査ガイドライン/4.2 進歩性)

### 1. 6 CS 関連発明等の審査基準における特記事項

特になし

### 1. 7 保護対象として認められる可能性のある CS 関連発明等のクレーム形式

保護対象として認められる可能性のある CS 関連発明等のクレーム形式、及び、認められないクレーム形式は以下のとおりである。

#### (保護対象として認められる可能性のあるクレーム形式)

装置／システム、方法、プログラム製品、プログラムを記録した記録媒体<sup>404</sup>

#### (保護対象として認められないクレーム形式)

プログラム、データ構造、信号<sup>405</sup>

保護対象として認められる可能性のあるクレーム形式及び特許性から除外されるクレーム形式は以下のとおり、「審査ガイドライン/4.5 コンピュータ関連発明に関連して除外される対象の判断」及び「審査ガイドライン/4.5.4 「コンピュータプログラムそれ自体」を対象とするクレーム」に示されている。

「重要なのは、クレームの内容を、クレーム全体を総合して判断することである。方法／プロセス、装置／システム／デバイス、コンピュータプログラム製品／コンピュータが読み込み可能な媒体などの形式でのクレームが、前述の除外カテゴリに該当する場合、こ

<sup>404</sup> 海外質問票調査に基づく。

<sup>405</sup> 海外質問票調査に基づく。

れは特許されない。ただし、実質的に、クレーム全体として除外カテゴリに該当しない場合、特許は拒絶されるべきではない。

したがって、審査官は、第2条第(1)項第(j)、(ja)及び(ac)号で示されるような発明の価値を判断するとともに、法第3条に基づき特許可能な発明であるか否かも判断すべきである。」(審査ガイドライン/4.5 コンピュータ関連発明に関連して除外される対象の判断 (抜粋))

「以下のようなコンピュータプログラムそれ自体を対象とするクレームは、特許性から除外される。

- (i) コンピュータプログラム／一組の命令／ルーチン及び／又はサブルーチンを対象とするクレーム
- (ii) 「コンピュータプログラム製品」／「命令を含む記憶媒体」／「データベース」「命令の組み込まれたコンピュータメモリ」、つまり、コンピュータで読み取り可能な媒体に保存されたコンピュータプログラムそれ自体を対象とするクレーム (以下略)」(審査ガイドライン/4.5.4 「コンピュータプログラムそれ自体」を対象とするクレーム)

## 2 歴史的変遷

### 特許法の改正 (2002年) 406

2002年、特許法第3条(k)に「コンピュータプログラム」の条文のあとに「それ自体」の文言が追記された。

### 特許法の改正 (2004年) 407

2004年、特許法第3条(k)が以下のように改正された。また、第3条(ka)が追加された。これらは、EPC52(1)、52(2)及び52(3)の考え方が影響している。技術的であり産業上の利用可能なコンピュータプログラム若しくはハードウェアとの組合せが新規であるコンピュータプログラムは、特許となり得ることとなった。

「(k) 技術的であり産業上の利用可能なコンピュータプログラム若しくはハードウェアとの組合せが新規であるコンピュータプログラムを除くコンピュータプログラム  
(ka) 数学的方法、ビジネス方法若しくはアルゴリズム」

### 特許法の改正 (2005年) 408

2005年、特許法第3条(k)が以下のように改正された。

「(k) 数学的若しくはビジネス方法、コンピュータプログラムそれ自体若しくはアルゴリズム」

---

<sup>406</sup> 海外質問票調査に基づく。

<sup>407</sup> 海外質問票調査に基づく。

<sup>408</sup> 海外質問票調査に基づく。

### 審査マニュアルの改訂（2011年）<sup>409</sup>

当時、コンピュータ関連発明（CRI）に特化した審査ガイドラインはなく、一般的な審査マニュアル08.03.05.10章(a)～(g)に審査手順が記載されているのみであった。

### コンピュータ関連発明（CRI）審査ガイドライン案の公表（2013年）

コンピュータ関連発明（CRI）に特化した「コンピュータ関連発明の審査についてのガイドライン（Guidelines for Examination of Computer Related Inventions (CRIs)）」の案が公表され、パブリックコメントが募集された<sup>410</sup>。

### コンピュータ関連発明（CRI）審査ガイドラインの発行（2015年）

コンピュータ関連発明（CRI）審査ガイドラインが発行された。エンコード/デコード方法、暗号化/復号方法、汎用コンピュータ上で動作するアルゴリズム等についても保護を拡大するかなのような内容に改訂された<sup>411</sup>。

### コンピュータ関連発明（CRI）審査ガイドラインの停止命令（2015年）

2015年12月14日、保護適格性に関する特許法第3条(k)に関し議論の必要性があるとして、インド特許庁は、コンピュータ関連発明（CRI）審査ガイドラインの停止命令を公表した。これにより、一時的に審査ガイドラインが存在しないことになった<sup>412</sup>。

### コンピュータ関連発明（CRI）審査ガイドラインの改訂（2016年）

2016年2月19日、インド特許庁は改訂コンピュータ関連発明審査ガイドラインを公表した。本ガイドラインは、2015年の審査ガイドラインを厳格化したものであり、また、何らパブリックコメントを募集することなく即日施行された<sup>413</sup>。主な改訂項目は以下のとおりである<sup>414</sup>。

- ① “コンピュータプログラム自体は発明とならない” という原則及び具体例
- ② CS 関連発明の保護適格性の判断のための3段階のテスト
- ③ CS 関連発明が「装置／システム類」に関する場合、又は「方法」に関する場合についての個別ケースでの審査基準
- ④ 異なる構成要素がどのように結びついてどのような動作関係にあるかについての記載の必要性

<sup>409</sup> 「世界のソフトウェア特許—その理論と実践」 発明推進協会 p.864 を参照した。

<sup>410</sup> 「中国・インドにおけるコンピュータソフトウェア関連発明の実務についての調査・研究」（パテント 2013 Vo.66 No.14 p28）を参照した。

<sup>411</sup> 「世界のソフトウェア特許—その理論と実践」 発明推進協会 p.865 を参照した。

<sup>412</sup> 「世界のソフトウェア特許—その理論と実践」 発明推進協会 p.865 を参照した。

<sup>413</sup> 「世界のソフトウェア特許—その理論と実践」 発明推進協会 p.865 を参照した。

<sup>414</sup> Mondaq ウェブサイトに掲載の「コンピュータ関連発明の審査についてのガイドライン」の改訂の記事を参照した。 <http://www.mondaq.com/india/x/471020/Patent/India+Patent+Revised+Guidelines+for+Examination+of+Computer+Related>

- ⑤ 明細書の記載から考え得る好ましい結果及び当該構成要素／ステップの中間結果の記載の必要性
- ⑥ コンピュータ関連発明 (CRI) 審査ガイドライン (2015年版) 4.5.1 Claims directed at “Mathematical Method”中にあった以下の記述はすべて削除された。

「[「数学的方法」の除外カテゴリに該当しないと考えられる事例の一部：  
方法を実行するように作られた計算機  
エンコード/デコードの方法、暗号化/解読の方法、シミュレーションの方法。ただし、これらの方法を実行するための数学的公式の使用は、除外の対象とはならないことがある。]

### コンピュータ関連発明 (CRI) 審査ガイドラインの改訂 (2017年)

インド特許庁は、コンピュータ関連発明の特許出願の審査において、更なる明瞭さと一貫性をもたらすことを目的としてガイドラインの改訂を行った。

今回の改訂ガイドラインでは、議論となっていた CRI の特許性を判断するための3段階のテストを取り除いた。この変更により、今回の改訂されたガイドラインで、新規なハードウェアが特許可能な CRI の前提条件ではないことを明確にした<sup>415</sup>。

今回の主な改訂内容は以下のとおりである<sup>416</sup>。

- ① 第4条 審査手順 「4.5.4 「コンピュータプログラムそれ自体」を対象とするクレーム」において、以下の文言の削除

「第3条(k)は、数学的又はビジネスの方法及びアルゴリズム以外に、コンピュータプログラムそれ自体にも特許性を認めていない。」

- ② 第5条のタイトルの変更

「CRI の特許性を判断する基準／指標」から「マニュアル条項の改定」へ変更。

上記に伴い以下の「5. CRI の特許性を判断する基準／指標」が削除された。

#### 「5. CRI の特許性を判断する基準／指標

審査官は、以下の3段階の基準を拠り所に CRI 出願を審査することができる。

- (1) クレームを適切に解釈し、実質的な貢献を特定する。
- (2) その貢献が数学的方法、ビジネスの方法又はアルゴリズムに該当する場合は、クレームを拒絶する。
- (3) その貢献がコンピュータプログラム分野に該当する場合、それが新規のハードウェアと併せてクレームされているかを調べ、当該発明の特許性を判断する別の手順へ進む。コンピュータプログラム自体には特許性はない。当該貢献がコンピュータプログ

<sup>415</sup> 「POSITIVE CHANGES IN INDIA FOR COMPUTER-RELATED INVENTION」(2017年7月21日) SKRISHNA & SAURASTRI ASSOCIATES LLP のメールマガジンを参照した。

<sup>416</sup> 「コンピュータ関連発明 (CRI) 審査ガイドライン (日本語)」(2017年7月版)、[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/in/ip/pdf/guidelines\\_cri\\_20170630jp.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/guidelines_cri_20170630jp.pdf) を参照。旧版である「コンピュータ関連発明 (CRI) 審査ガイドライン (日本語)」との差異を比較した。

ラムのみにある場合、クレームを拒絶する。当該貢献がコンピュータプログラム及びハードウェアの両方にある場合、別の特許性判断手順へ移る。」

そして、以下に示す「5. マニュアル条項の改定」に変更となった。

「5. マニュアル条項の改定

1970年特許法第3条第(k)項に関する規定を含むマニュアルの第08.03.05.10章は、CRIの審査に関する本ガイドラインの施行をもって削除されるものとする。」

③ 第6条のタイトル変更

「6. 特許を受けることのできないクレームの事例の説明」から「6. ガイドラインの適用」へ変更。これに伴い、特許を受けることのできないクレームの事例の説明は削除された。

平成 29 年 11 月

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国における近年の判例等を踏まえたコンピュータソフトウェア関連  
発明等の特許保護の現状に関する調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>